

(写)

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第48号

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年龍ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
北竜台学園	龍ヶ崎市長山3丁目1番地	<u>（仮称）長山中学校区</u> <u>義務教育学校</u>	龍ヶ崎市長山3丁目1番地

付 則

この条例は、公布の日から施行する。